

市民税・府民税の申告は、2月2日～3月15日までにお願いします。

※期限を過ぎると課税決定が遅れる場合があります。

郵送での受付

申告書の提出は郵送が便利です。

期間中、市役所窓口で受付も行っていますが、大変混雑します。
必要書類を添付し、同封の返信用封筒で提出してください。

※ 返信用封筒に切手をはる必要はありません。

守口市役所での受付

ご注意ください！！



場所： 守口市役所（守口市京阪本通2丁目5番5号）
課税課（2階 南エリア）

期間： 2月2日（金）～3月15日（金）（土・日・祝日を除く）
午前9時～午後5時30分

※ なお、次のとおり休日受付を行いますのでご利用ください。
3月3日（日） 午前10時～午後3時

* この書類は、昨年に市民税・府民税の申告をした方にお送りしています。

申告が必要かどうかは、裏面のフローチャートでご確認ください。

申告が必要かどうかのフローチャート

スタート

前年中に収入がある。
※遺族年金、障害年金、失業手当は
収入に含まれません。

はい

税務署に所得税の確定申告書を
提出する。

いいえ

いいえ

申告は不要です。

※ただし国民健康保険料等の算定や課
税証明書の交付、各種手続きのために
申告が必要な場合があります。

申告は不要です。

※所得税の確定申告書を提出すると、
市役所へ申告したものとみなされます。

前年中の収入の種類を確認してください

給与収入のみ

公的年金等収入がある

営業・不動産などの収
入がある

勤務先から守口市に
「給与支払報告書」が
提出されている。
※不明な場合は勤務先に
ご確認ください。

公的年金等収入が
400万円以下で、かつ、
公的年金等以外の所得が
20万円以下である。

所得の合計が所得控除の
合計額より多い。
※所得控除は所得税額計算の
金額を用いてください。

申告は
不要です。

申告が必要です。
※給与収入が100万円以下
の場合は申告不要です。

申告が必要です。
※所得税の還付を受けられる
場合は、税務署で確定申告を
してください。
※公的年金のみで、65歳未満
の方は105万円以下、65歳以
上の方は155万円以下の方は
申告不要です。

い
い
え

所得税の確定申告が
必要です。

※所得税の確定申告書を提出すると市役所へ
申告したものとみなされます。

申告が必要です。

「扶養控除」、「医療費控除」、「生
命保険料控除」、「公的年金からの天
引き以外に支払っている社会保険料控
除」などを追加・訂正する。
または給与・年金以外の収入がある。

い
い
え

申告は不要です。
※日本年金機構等から守口市
に「年金支払報告書」が提出
されます。

※このフローチャートは、あくまでも一般的な事例です。

お問い合わせ先

守口市役所 市民税担当 : 06-6992-1456